平成２５年（フ）第６９号
岩手県北上市和賀町長沼１地割13番地２、旧住所岩手県和賀郡西和賀町川尻40地割57番地15
債務者　濱田　幸子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第３５７号
茨城県水戸市見川１丁目1226番地の６
債務者　佐藤　孝仁
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３７３号
茨城県久慈郡大子町大字北田気110番地１
債務者　見代キミ子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３８２号
茨城県鉾田市新鉾田２丁目２番地６　アルスコーポＡ101、前住所茨城県鉾田市鉾田649番地20　塙住宅16号棟
債務者　小室　清美
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２３０号
茨城県つくば市高野台２丁目20番地４　アロサール高野台202号
債務者　由井　岸子（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０２号
群馬県みどり市大間々町大間々1896番地２　サンヴェールＢ102
債務者　佐藤　雅治
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第８４号
千葉県勝浦市沢倉561番地の２
債務者　紫関多喜子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１００号
千葉県袖ケ浦市蔵波台１丁目18番地　県営住宅１棟307号
債務者　小野寺良重
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１０１号
千葉県木更津市中央３丁目11番３号　みどり荘103号
債務者　植野久美子（旧姓栗原・戸澤・森光）
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第３１４号
新潟市東区海老ケ瀬2192番地２
債務者　五十嵐　明
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５号
福井県敦賀市古田刈66号1103番地
債務者　孫　　麗華
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第３２０号
山梨県甲斐市玉川888番地　県営玉川団地19号館25号
債務者　飯塚佐智子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
長野県松本市中川1507番地１号
債務者　赤羽　寿和
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１８６号
長野県松本市寿北７丁目５番28号　サンクレスト101号、前住所長野県松本市大字寿小赤819番地１
債務者　村山　政江
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第６８号
長野県諏訪郡富士見町富士見4654番地721
債務者　守屋　清尚
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第６９号
長野県諏訪郡富士見町富士見4654番地721
債務者　守屋　明美
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第７０号
長野県諏訪郡富士見町富士見4654番地721、住民票上の住所長野県諏訪郡富士見町富士見11492番地７
債務者　守屋　　敏
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部